

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市自転車活用推進計画」（案）
「藤枝市自転車活用推進計画」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

（１）意見提出者の数	５ 人
（２）提出された意見の数	１１ 件

意見の反映状況

（１）反映した意見	１ 件
（２）既に盛り込み済みの意見	１０ 件
（３）今後の参考とする意見	件
（４）反映できない意見	件
（５）その他（質問含む）	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	「自転車利用者の保険加入の義務化」が必要だと思う。	（Ｐ４７）藤枝市の自転車条例で定められており、取組として、自転車保険加入義務化に関する周知啓発を当計画に掲載しております。	既に盛り込み済みの意見
2	「自転車の聖地」という表現はいいすぎだと感じる。「サッカーの聖地」だけでよいのではないか？	（Ｐ６）静岡県内において地域によっては、自転車に関する取組が盛んであるため、静岡県の自転車活用推進計画では、「自転車の聖地」を掲げています。そのため、静岡県の自転車活用推進計画の概要説明のページについては、そのまま表現として残すようにします。	既に盛り込み済みの意見
3	路面標示（矢羽根）があることはよいが、道路幅が狭かったり、車道の内側にあるタイプがあったりして、走行が少し怖い場所がある。	（Ｐ４５）本市が実施している路面標示（矢羽根）等は、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に沿ったものとなっており、まずは、矢羽根の標示でネットワークを構築することを優先しています。しかしながら、今回いただきました意見と同様に走行に危険を感じる場所がありますので、道路幅が狭い場合の自転車通行空間の整備手法について、警察などの関係機関と協議し、対策を進めてまいります。	既に盛り込み済みの意見

4	駅北口側は路上駐車が多いので、自転車レーンを走れないことがある。	（P49）駅北口側の自転車通行帯については、荷下ろし等で停車することはありますが、一部駐車が認められている区間を除き、駐車禁止となっております。現在、当該箇所に設置済みの路面標示は、国の基準が示される以前に設置したもので、現在の基準に比べ小さくわかりにくいものであるため、現在の基準に合ったものへと更新します。また、標示だけでなく、様々な方法で駐車禁止を周知してまいります。	既に盛り込み済みの意見
5	駅周辺（北口側）に市営の駐輪場をつくってほしい。	（P49）駅北口側には民間の駐輪場があり、藤枝駅周辺への自転車利用がしやすい環境となっておりますので、市営の駐輪場の計画はありませんが、。今後、自転車利用者数の動向を注視し、まちづくりと合わせて駐輪場不足にならないように取り組んでまいります。	既に盛り込み済みの意見
6	シェアサイクルの拠点をもっと増やしてほしい。	（P49）シェアサイクルのステーションについては、実施主体である㈱まちづくり藤枝と連携し、公共交通の補完手段となるよう市内交通結節点や拠点等を中心に拡大していく予定です。	既に盛り込み済みの意見
7	シェアサイクルの返却予約もできるようにしてほしい。（空き枠が少ないとヒヤヒヤする）	（P49）返却予約については貸出開始後アプリケーション内で可能となります。使用方法について、市ホームページ等でわかりやすく周知することに努めてまいります。また、ラック数が不足していると考えられるステーションについては増設や近隣に補完可能なステーションを設置するなど随時対応を検討いたします。	既に盛り込み済みの意見
8	自転車は車道の左側通行が原則だが、道路幅が狭いところや路側に白線がないところは、自動車と接触したり、自動車の通行を妨げないようにしたりするため、一時的に歩道を通行することがある。左側に歩道があればよいが、ない場合は、右側の歩道に上がるために車道を横断せざるを得ない。 また、河川の堤防道路においても交差する道路を横断するための横断歩道がないところが多く、自動車がなかなか途切れずに無理な横断をせざるを得ない。 以上のような箇所について横断歩道を設置してほしい。	（P45）ご意見いただきましたような箇所については、安全に連続した自転車通行ができるように警察などの関係機関と協議しながら、整備手法を検討してまいります。	既に盛り込み済みの意見

9	瀬戸川沿いは公園が多く景色もよいので、観光サイクリング道路としての価値を上げるためにも、安全で快適な自転車環境がほしい。	(P45) 自然豊かな堤防道路をより安全で快適に利用できるように舗装の修繕や樹木の剪定などの道路の適切な維持管理に努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
10	「第3章 自転車に関する現状、3. 自転車利用環境、①自転車通行空間ネットワークの整備」において、歩道の切り下げをフラットにし、切り下げの段差を減らす取り組みを希望する。その理由として、自転車で店舗への進入等によりやむを得ず歩道へ進む際に、歩道の切り下げによる段差が大きいため、自転車運転中に大きな衝撃を受け、転倒のおそれがある。また、切り下げの段差はベビーカーで歩道を歩く際や幼児及び高齢者にとってもふたんとなっている。	(P46) 国が定めた「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」では、車両の乗り入れ部を5cm、歩行者の横断部を2cmの段差を標準としております。自転車歩道通行可の標識がある場合など、自転車が歩道を通行できる場合がありますが、自転車に乗ったまま斜め方向から進入する場合、段差によりハンドルを取られ、転倒することが考えられます。そのため、道路交通法17条の2にあるように、一旦、歩道の直前で一時停止し、歩行者、段差に注意して歩道に乗り入れていただくように周知する取組を検討します。	既に盛り込み済みの意見
11	「藤枝市自転車活用推進計画」について、藤枝市民また自転車愛好者として賛同する。「車社会」を否定するのではなく、超える理念としてすばらしい計画(案)だと思う。戦後、「車社会」を推進することによって社会生活の効率性、利便性が向上して経済的にも豊かな社会を作り上げたことを否定するわけではないが、一方で住民の安全性や環境にも負荷をあたえているものとなっている。ドイツでは、道路の中央に歩道を作り、同時に自転車通行帯を設けて、車道は一方通行、1台通る幅に抑える。このような試みを行っているようだ。藤枝市においても実験的に一部地域にこのような道路(場所)を設けられれば注目されるのではないだろうか？	今後、新たに建設する都市計画道路等については、歩道を作ると同時に自転車通行帯を整備する予定です。ご意見いただきましたような、新技術については、先進地の事例に注視し、本市における安全で快適な自転車通行空間整備への導入を研究してまいります。	反映した意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	・「藤枝市自転車活用推進計画」(案)
----	--------------------

意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・道路課・岡部支所・文化センター・各地区交流センター・ふじえだ市民活動支援センター
--------	--

担 当 課	藤枝市都市建設部基盤整備局道路課生活道路係 (担当者 滝井) 電話 : 054-643-3169 電子メール : doro@city.fujieda.shizuoka.jp
-------	---